

(仮訳)

放射線モニタリング及び除染の分野における協力に関する福島県と国際原子力機関との間の実施取決め

本実施取決めは、福島県（住所：日本国、郵便番号960-8670、福島県福島市杉妻町2-16）と国際原子力機関（住所：オーストリア国、郵便番号1400、ウィーン市ウィーン国際センター私書箱100。IAEA憲章によって設立された政府間機関。）（以下「IAEA」という。）との間で作成されるものである。以下、福島県及びIAEAは、それぞれを「当事者」といい、併せて「両当事者」という。

1 目的

本実施取決めは、両当事者間の協力に関する枠組を定め、東京電力福島第一原子力発電所で発生した事故後の福島県における電離放射線から人々及び環境を引き続き守るために、放射線モニタリング及び除染に係る分野において、福島県において、広汎な支援を提供することを目的とする。

2 協力の範囲

両当事者は、協力を行うことができる分野及び活動として、以下を特定した。

- 放射線モニタリングに関する調査研究（無人航空機による環境マッピング技術の活用、及び、分かりやすいマップ作成のための放射線モニタリング・データ活用上のIAEAによる支援を含む。）
- オフサイト除染に関する調査研究（環境モニタリングの結果の分析、及び、被ばくを軽減又は回避するための被ばく経路の調査におけるIAEAによる支援を含む。）
- 放射性廃棄物管理に関する調査研究（上記除染活動から発生した低レベルの放射性廃棄物の管理方法に関する研究におけるIAEAによる支援を含む。）

上記の協力は、日本の既存の活動を補完し、福島県で生活している人々の直接的な利益になる即時の支援を提供するためのものである。

3 連絡部局

両当事者は、本実施取決めの下での活動の調整に責任を有するそれぞれの連絡部局を、本実施取決めの添付にて指定した。連絡部局の変更は、他方の当事者に対して書面にて適時に通知される。本実施取決めに関連する全ての通信は、指定された連絡部局を通じて行われる。

4 協議

両当事者は、適当な場合には、本実施取決めで定められた協力の枠組みの下で行われる協力活動の進展及び見直しについて相互に協議する。当該活動の詳細な計画については、両当事者間の協議の後に作成される。

5 非拘束性

本実施取決めは、拘束力を有しない。したがって、本実施取決めのいかなる文言も、他方の当事者に対し法的な又は財政的な義務を生じさせるものではない。両当事者は、法的な又は財政的な義務が生じ得る活動が必要と認める場合には、特に、別途の合意の必要性について相互に協議する。当該活動は、I A E Aの財務規則に従って別途の合意が作成される前には実行できないことが確認される。

6 資金

パラグラフ2に定められる活動の実施は、日本国政府からの資金の利用可能性に従う。I A E Aは、自己の裁量により、利用可能な範囲内で、当該資金を補填することができる。

7 名称、紋章及び旗の使用

本実施取決めの下で行われる協力活動に関連する文書には、両当事者のそれぞれの名称、紋章及び旗を含めることができる。名称、紋章及び旗は、各当事者の財産である。名称、紋章及び旗の共同の使用は、本実施取決めの下で行われる活動に限定され、そのような共同の使用は、個々の事案ごとに各当事者によって書面にて承認される。両当事者は、書面による事前の許可がない限り、

他方の当事者の名称、紋章又は旗を使用しない。

8 情報の普及

両当事者は、財産権的性質を有する情報の保護を条件として、本実施取決め及び、適当な場合かつ必要に応じ、その後の別途の取決め（パラグラフ5で言及されている合意を含む。）の下で提供され又は交換される公開の情報の可能な限り広範な普及を支援する。両当事者は、他方の当事者によって秘密として指定された情報の秘密性を確保する。

9 知的財産

両当事者は、I A E A 憲章上の任務（特に、I A E A 加盟国間の情報の交換の促進）を尊重しつつ、適当な場合かつ必要に応じ、知的財産及び知的財産権に関連する事項（パラグラフ5で言及されている別途の合意の必要性を含む。）について相互に協議する。

10 特権及び免除

両当事者は、日本国政府が1963年4月18日にI A E Aの特権及び免除に関する協定を受諾したことに留意する。

11 紛争の解決

本実施取決めの解釈若しくは実施から生ずる又は本実施取決めの解釈若しくは実施に関連するいかなる紛争も当事者間で友好的に解決される。

12 修正

本実施取決めの修正若しくは変更又は本実施取決めのいかなる項目の除外は、両当事者により書面にて相互に確認される場合を除くほか、有効ではない。前記の文言にかかわらず、それぞれの連絡部局の変更は、他方の当事者の同意を求めることなく、パラグラフ3で言及されているとおり、他方の当事者に通知される。

1 3 有効期間

本実施取決めは、両当事者による署名の後5年の期間有効であり、両当事者の書面にて表明された同意によって延長することができる。

1 4 終了

いずれの一方の当事者も、他方の当事者に対し、60日前に書面による通知を行うことによって、本実施取決めを終了させることができる。終了の通知が行われた場合、両当事者は、迅速かつ秩序ある方法で、本実施取決めの下での全ての活動を終了させるための即時の措置を講ずる。

福島県のために

国際原子力機関のために

(署名)

荒竹宏之
生活環境部長

(署名)

フローリー
事務次長
原子力安全・核セキュリティ担当

(氏名及び肩書き)

(氏名及び肩書き)

(場所及び日付)

(場所及び日付)